

秋田県こども計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 こども基本法第10条（令和4年法律第77号）の規定に基づき、「秋田県こども計画」を策定するに当たり広く意見を聴くため、「秋田県こども計画策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) こども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見把握に関すること。
- (2) 秋田県こども計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、知事が指名する次に掲げる委員13人以内で構成する。

- (1) 秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会に所属する委員又は臨時委員
 - (2) 秋田県青少年健全育成審議会の委員
 - (3) その他計画策定のために必要と認める者
- 2 委員会に、委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。
 - 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
 - 5 委員の任期は、委員の承諾の日から令和7年3月31日までとする。

(会議)

第4条 委員会は、あきた未来創造部長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の事務局は、秋田県あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月9日から施行する。

秋田県こども計画策定委員会委員構成

	担当分野等	所属団体
青少年健全育成審議会委員	学童期	秋田県小学校長会
	義務教育期	秋田県PTA連合会
	思春期	秋田県高等学校長会
	青年期	秋田県BBS連盟
	青少年団体	秋田弁護士会子どもの人権に関する委員会
社会福祉審議会子ども・子育て部会委員	母子保健	秋田県医師会
	幼稚園	秋田県私立幼稚園・認定こども園連合会
	保育	秋田県保育協議会
	保護者	子育てグループ
	子育て支援当事者	民間団体
	有識者	秋田大学
外部	就労支援	外部団体
	両立支援	外部団体